

県内市町村が行う不妊治療費の助成について

○特定不妊治療（顕微授精、体外受精）

市町村名	実施内容	助成内容	ホームページ
高山市	1. 治療開始時点において夫婦である方(事実婚含む) 2. 治療期間および申請日のいずれにおいても夫または妻のいずれか一方または両方が市内に住所を有している方 3. 市税等の滞納がない方 4. 治療開始時点で妻の年齢が43歳未満であること	①保険診療で受けた生殖補助医療(体外受精及び顕微授精)： 自己負担額から、岐阜県特定不妊治療助成金と高額療養費を差し引いた自己負担額(1回の上限30万円) ②保険診療で受けた生殖補助医療(体外受精及び顕微授精)とそれに併せて行われた先進医療：自己負担額から、岐阜県特定不妊治療助成金と高額療養費を差し引いた自己負担額(1回の上限30万円) ③保険外診療で受けた生殖補助医療(体外受精及び顕微授精)：1回の上限30万円	https://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/1000019/1000105/1017481/1017495.html
中津川市	①申請日において、夫婦の双方または一方が中津川市内に住所を有すること（事実婚含む）。 ②同じ治療に対して、他の市町村で同様の助成金の申請をしていないこと。 ③治療開始日の女性の年齢が43歳未満であること。	医療保険適応外で行った対外受精又は顕微授精 （A～Hの区分は県HPの助成の対象を参照） ◆A・B・D・E：上限10万円 ◆C・F：上限5万円 ◆G・H：助成対象外	https://www.city.nakatsugawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kenkoiryoka/3/5/1961.html
恵那市	(1) 生殖補助医療を開始した時点で法律上の婚姻をしている夫婦であって、生殖補助医療以外の治療法によっては、妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断され、指定医療機関において治療を受けた者 (2) 生殖補助医療の治療開始日における妻の年齢が43歳未満である者 (3) 夫又は妻のいずれか一方又は両方が、助成金の申請日より1年以上前から本市に住所を有する者であり、かつ、市が申請を受け付けた日から1年を経過する日までの間について引き続き本市に住所を有する意思がある者 (4) 夫婦の住所が異なる場合にあっては、他の自治体において同様の助成金等の交付を重複して申請していない者	医師の判断により不妊症と診断され、令和5年4月1日以降に当該機関において開始した生殖補助医療のうち、次のいずれかに該当する治療 (1) 医療機関において医師の判断により必要と認められた生殖補助医療であって、保険外診療となる治療。採卵、受精、胚移植及び妊娠の確認の治療（男性不妊治療を含む。） →1回の治療につき20万円又は治療に要した額のいずれか低い額 胚移植及び妊娠の確認までの治療 →1回につき10万円又は治療に要した額のいずれか低い額 (2) 先進医療として保険診療による生殖補助医療と併せて行われた治療。1回の治療中で実施した先進医療 →1回につき5万円又は治療に要した額のいずれか低い額 【助成回数】 40歳未満 6回 40歳から43歳未満 3回	https://www.city.ena.lg.jp/soshikiichiran/iryofukushibu/kosodateshienka/1/3/2/11220.html

県内市町村が行う不妊治療費の助成について

○特定不妊治療（顕微授精、体外受精）

市町村名	実施内容	助成内容	ホームページ
瑞穂市	○特定不妊治療費（先進医療）助成事業 以下のすべての要件を満たしているかた （１）保険診療の特定不妊治療と併せて令和６年４月１日以降に「先進医療」を実施したかた （２）治療開始時点で法律上の婚姻をしている夫婦、または事実婚関係にある夫婦であること （３）特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断されている夫婦 （４）夫婦のいずれか一方、または両方が市内に住所を有するかた （５）助成金の交付後も、引き続き瑞穂市に住む意思のあるかた	○特定不妊治療費（先進医療）助成事業 【助成回数】上限回数は、１子につき６回 【助成金額】１回の治療につき、先進医療に要した費用の１０分の７の金額（上限５万円・１円未満切り捨て） 以下のすべての要件に該当する「先進医療に要した費用」が助成の対象 （１）保険診療の特定不妊治療と併せて令和６年４月１日以降に実施した先進医療であること （２）当該先進医療の実施機関として承認された医療機関で受けた治療であること（事前に受診する医療機関へご確認ください）	https://www.city.mizuho.lg.jp/1455.htm
飛騨市	以下の全てを満たしている方 ・市内に住所を有し、助成を受けた後も引き続き居住する意思のある方 ・夫婦の双方又はいずれか一方が市内に住所を有していること ・指定医療機関（生殖補助医療管理料に係る届出を行っている保険医療機関） ・特定不妊治療（体外受精及び顕微授精による不妊治療（男性不妊治療のうち、当該不妊治療の一環として行う精子回収術を含む）を受けた方 ・医療保険に加入している方	１回の治療につき３０万円まで、一子ごとに通算１０回まで。 対象となる治療にかかった自己負担相当額（文書料、食事療養費等を除く）から、岐阜県特定不妊治療助成金と高額療養費を差し引いた額。	https://www.city.hida.gifu.jp/soshiki/49/463.html

県内市町村が行う不妊治療費の助成について

○特定不妊治療（顕微授精、体外受精）

市町村名	実施内容	助成内容	ホームページ
本巢市	特定不妊治療に係る費用は、令和４年度より保険適用となり、岐阜県では保険適用の特定不妊治療費に対する助成制度が開始されていることから、令和７年度をもって終了します。令和７年度は経過措置として下記の通り実施。 １．令和７年度の助成対象者 令和６年度以前に本巢市特定不妊治療費助成金の交付を受けたことがある人で通算５会計年度に満たず、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までに治療を終了した人（診断書に記載されている治療終了日が令和７年３月３１日までの人は対象外。） ２．申請の受付期間は、令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで。※治療終了後３か月をめぐり、本巢市役所健康福祉部健康支援課に書類を提出。 １・２かつ以下の要件を全て満たす人（但し同一年度内に他の市町村から特定不妊治療に係る助成を受けた人、又受ける予定の人は除く）。 １ 法律上の婚姻をしている夫婦であって、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない、又は極めて少ないと医師に判断されている人。 ２ 夫又は妻のいずれか一方又は両方が、助成金交付申請をした日の一年以上前から引き続き本巢市内に住所を有する人。	助成の対象 特定不妊治療に要する経費（食事療養費、文書料、個室料等を除く医療保険適用外の自己負担相当額）のうち次に掲げるもの。 １ 指定医療機関での体外受精及び顕微授精 ２ 特定不妊治療の一環として男性不妊治療（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術）を実施した場合。なお、採卵前に男性不妊治療を実施したが、精子を採取できなかった場合についても助成対象。 助成の額及び期間 １ 助成上限額は、１会計年度あたり２０万円。 ２ 助成期間は、通算５会計年度。 助成対象費用が２０万円に満たないときは、同一年度に限り満たない額について重ねて申請できる。	https://www.city.motosu.lg.jp/0000000944.html

県内市町村が行う不妊治療費の助成について

○特定不妊治療（顕微授精、体外受精）

市町村名	実施内容	助成内容	ホームページ
郡上市	次の全てに該当する方 1.特定不妊治療を開始した時点で、法律上の婚姻または事実婚関係にある夫婦であり、令和6年4月1日以降に健康保険が適用された特定不妊治療を受けた方。 2.治療を行った期間から申請時点まで、ご夫婦どちらかもしくは両方が郡上市内に住所を有する方。 3.岐阜県特定不妊治療費補助金の交付決定を受けた方。 ※他市町村で同一の特定不妊治療及び男性不妊治療にかかる助成を受けた方、または受ける予定のある方は助成対象外となります。	保険を適用した特定不妊治療費が、岐阜県の助成（10万円）・高額療養費等を控除してもなお自己負担額が発生する方に対して、1回（一連）の治療につき10万円を上限に助成します。	https://www.city.gujo.gifu.jp/life/detail/post-1120.html
海津市	・法律上の婚姻をしている夫婦または事実上の婚姻関係にあること ・治療期間および申請時のいずれにおいても、夫または妻のいずれかが海津市内に住所があること ・医療機関（産婦人科など）において不妊症と診断され、治療を受けていること ・市税等の未納がないこと	1回の治療期間につき10万円まで	https://www.city.kaizu.lg.jp/kosodate/0000001447.html
垂井町	以下の条件をすべて満たす方。 ・岐阜県特定不妊治療費助成事業の交付決定を受けている。 ・他の市町から助成を受けていない。 ・申請日において夫婦のいずれかが垂井町に住所を有する。	岐阜県特定不妊治療費助成事業の対象となる特定不妊治療に要した治療費の自己負担額のうち、岐阜県の助成金額を控除した額（千円未満切り捨て）で、治療1回あたり10万円を上限とする。男性不妊治療の上限は1回につき7万5千円。	https://www.town.tarui.lg.jp/site/sukoyaka/1587.html

県内市町村が行う不妊治療費の助成について

○特定不妊治療（顕微授精、体外受精）

市町村名	実施内容	助成内容	ホームページ
揖斐川町	1. 夫婦のいずれか一方または両方が町内に住所を有する者 2. 特定不妊治療を令和7年4月1日以降に終了した者 3. 夫婦等及び同一世帯に属する者に町税等の滞納がないこと。 4. 助成金を受けた後において、引き続き揖斐川町内に住所を有する意思があること。 ただし、他の市町村から特定不妊治療に係る助成を受けた者または受ける予定の者は除く	保険診療による特定不妊治療等及び対象者の年齢により保険対象外となる特定不妊治療等に要した治療費に対する自己負担額で、岐阜県特定不妊治療費助成事業で助成を受けた治療に対しては、県助成額を差し引いた額とする。上限10万円。6回を上限とする。	—
池田町	夫婦のいずれか一方または両方が町内に住所を有する者 岐阜県特定不妊治療費助成事業補助金の交付決定を受けた者 特定不妊治療を令和6年4月1日以降に終了した者 ただし、他の市町村から特定不妊治療に係る助成を受けた者または受ける予定の者は除く	岐阜県特定不妊治療費助成事業で助成を受けた治療に対し、県助成後の自己負担額を全額助成。	https://www.town.gifu-ikeda.lg.jp/0000000823.html
東白川村	・夫婦のうち、どちらかが不妊・不育治療の期間及び助成金の交付申請日に本村の住民基本台帳に記録されていること。 ・①健康保険法、②船員保険法、③市立学校教職員法、④国家公務員共済法、⑤国民健康保険法、⑥地方公務員等共済組合法の規定による被保険者又は被扶養者であること。	・医療保険の対象となる不妊・不育治療であること。 ・医療保険各法に規定する治療の給付の適用となる岐阜県が指定する医療機関において受けた生殖補助医療に係る治療費の自己負担額。 助成額：上限10万円／回	https://www.vill.higashishirakawa.gifu.jp/kurashi/boshi/ninshin/
白川村	・特定不妊治療を開始した時点で法律上の婚姻をしている夫婦 ・夫又は妻が村内に住所を有する者 ・特定不妊治療を開始した時点で妻の年齢が43歳未満である者 ・助成金の申請日より1年以上前から本村に住所を有する者であり、かつ、引き続き本村に住所を有する意思のある方 ・村税等の滞納がない者。 ・岐阜県特定不妊治療費助成事業の対象となる者は、岐阜県特定不妊治療費助成事業の承認決定を受けなければならない。	保険を適用した特定不妊治療費が、岐阜県の助成（10万円）・高額療養費等を控除してもなお自己負担額が発生する方に対して、1回（一連）の治療につき30万円を上限に助成する。	—